

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）②

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人十字の園
主たる事務所の所在地	静岡県浜松市浜名区細江町中川7220番地の11
代表者（職名・氏名）	理事長 鈴木淳司
電話番号	053-414-1400

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	伊豆高原十字の園デイサービスやまびこ	
サービスの種類	通所型サービスA	
事業所の所在地	〒413-0232 伊東市八幡野1028番地の4	
電話番号	0557 (54) 1613	
指定年月日・事業所番号	令和 3年 6月 1日 指定	22A0400012
実施単位・利用定員	1単位	定員 15名
管理者の氏名	磯崎 亮	
通常の事業の実施地域	伊東市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供すること目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、伊東市や関係する事業者と連携を図りながら、効率性・柔軟性を考慮した上で、自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本とした総合的なサービス提供に努めるものとする。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所に通っていただき、機能訓練、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他の利用者に必要な援助を行うことにより心身機能の維持・向上を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	水曜日 ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	8:30～17:00まで
サービス提供時間	13:30～15:00まで

6. 事業所の職員体制

管理者 1名
従事者 2名以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	健康運動指導士 古屋親代
---------	--------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号通所事業の利用料

【基本部分】

利用者の介護度等	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
事業対象者 要支援1	1～4回/月 305単位/回 (月5回の利用は 1259単位/月)	1～4回 /月 610単位/回 (月5回の利用は 2518単位/月)	1～4回/月 915単位/回 (月5回の利用は 3777単位/月)
要支援2	1～8回 /月 313単位	1～8回 /月 626単位	1～8回 /月 939単位

(注1) 上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

(2) その他の費用

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に要する費用、食事の提供に要する費用、教養娯楽や趣味活動の材料費、行事等にかかる費用、理美容代、その他の日常生活において通常必要とされる費用はご利用者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月ご請求します。以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
- イ. 窓口での現金支払
- ウ. 下記指定口座への振り込み

三島信用金庫 伊豆高原支店 普通預金 0122365

口座名義 伊豆高原十字の園 施設長 岩本 佑太

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等及び伊東市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の援護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に対する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	磯崎 亮 (管理者)
-------------	------------

②従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

③成年後見制度の利用を支援します。

④苦情解決体制を整備します。

1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号
	0557 (54) 1613 (代表) 伊豆高原十字の園 090 (6595) 4985 (直通) 担当：古屋 親代

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	伊東市高齢者福祉課	電話番号 0557-32-1561 平日 (8:30~17:15)
	静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 054-253-5590 平日 (9:00~17:00)

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

介護予防・日常生活支援総合事業

指定第1号通所事業提供同意書②

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	静岡県浜松市浜名区細江町中川7220番地の11		
	事業者（法人名）	社会福祉法人十字の園		
	代表者職・氏名	理事長	鈴木 淳司	印
	説明者職・氏名	担当職員	古屋 親代	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）	
住所	
氏名	印
本人との続柄	